

## 経費の負担区分

| 経費の負担区分                      | 委託者 | 受託者 | 説明   |
|------------------------------|-----|-----|--|
| 施設費                          | ○   |     | 給食施設の償却費, 保険料, 税金                                    |
| 光熱水費                         | ○   |     | 給食業務において使用した水道料, 電気料, ガス料及び冷暖房費                      |
| 設備費 <sup>(注1, 注2)</sup>      | ○   |     | 給食業務の調理に伴う機械, 補修及び保守点検費                              |
| 食器の購入費用                      | ○   |     | 貸与食器一覧に記載されているもの等の購入費用                               |
| 食器の補充費用                      |     | ○   | 貸与食器一覧に記載されているもの等の補充費用                               |
| 調理器具の購入・補充費用                 |     | ○   | 貸与備品一覧に記載されているもの以外の給食業務の調理に伴う器具購入に必要な費用(鍋, ボウル, ザル等) |
| 消耗品費                         |     | ○   | 日常の厨房業務及び給食運営に要する消耗品の費用(ラップ, 手袋, 洗剤, 用紙, インク代等)      |
| 消耗備品費の購入・補充費用                |     | ○   | 貸与食器一覧に記載されているもの以外の購入・補充費用                           |
| 消耗備品費の補充・修理費 <sup>(注1)</sup> | ○   |     | 修理費については, 場合により甲・乙協議の上負担側を決める。                       |
| 更衣施設及び事務室経費                  | ○   |     | 甲が乙に貸与する当該施設に関する一切の費用                                |
| 害虫消毒・厨房点検                    | ○   |     | 給食施設に関する防虫, 防鼠のための費用                                 |
| 塵芥処理費                        |     | ○   | 給食施設にかかる, 残食, 廃油及び産業廃棄物以外のゴミ処理に必要な費用                 |
| 福利厚生費                        |     | ○   | 受託者の給食従業員に関する福利厚生及び教育研修に要する諸費用                       |
| 労務費                          |     | ○   | 受託者の給食従業員に対する一切の給与等                                  |
| 保健衛生費                        |     | ○   | 乙の従業員の被服一切, 洗濯費, 健康診断料, 検便, 予防薬等の費用                  |
| 業務用電話費                       |     | ○   | 業務運営にかかる電話料等の費用(直通電話設置費を含む)                          |
| 管理費・営業費                      |     | ○   | 給食運営及び管理に必要な諸管理費用等                                   |
| 営業経費等                        |     | ○   | 給食運営及び管理に必要な営業費用等                                    |
| 厨房機器保守点検費                    | ○   |     | 食器洗浄機他   |
| その他                          |     | ○   | その他, 乙の従業員に係る経費及び業務上必要な消耗品費, 諸官庁手続等に要する一切の費用         |

(注1) 補修, 修理に関し疑義のあるものは, 両者協議を行う。